明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二六）　一

〔告　示〕

○統計法第二条第四項第三号の規定による基幹統計の指定の変更を同法第七条の規定に基づき公示する件（**総務**四〇一、四〇二）　二

○薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**厚生労働**四一一）

○薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器の一部を改正する件（**同**四一二）

○薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件（**同**四一三）

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件（**同**四一四）

○薬事法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件（**同**四一五）

○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件（**同**四一六）

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（**農林水産**一六四〇）

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**一六四一）

○保安林の指定をする件（**同**一六四二～一六五一）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**一〇九三）

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**関東地方整備局**三八一）

〔国会事項〕

内閣　法務省　最高裁判所

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　三

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　四

最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示二～五、宮城同四、山形同二～五、茨城同二、京都同二～五、和歌山同三、島根同三、香川同四、大分同二、三）　五

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　五

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　六

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

金融商品取引業者営業保証金取戻し、建設業の許可の取消処分関係　六

裁判所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　七

会社その他　七

省　令

○厚生労働省令第百二十六号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第十五条第二項の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を改正する省令

国民年金法施行規則の一部を次のように改正する。

第九十五条第四項中「地方公務員共済組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行の日（以下「一元化法施行日」という。）の前日までの間における国民年金法施行規則第十六条第七項、第六十四条第三項及び第八十九条第一号の規定の適用については、同令第十六条第七項及び第六十四条第三項中「組織するもの」とあるのは「組織するもの（指定都市職員共済組合を除く。）」と、同項及び第八十九条第一号中「組織する共済組合」とあるのは「組織する共済組合（指定都市職員共済組合を除く。）」とする。

3　施行日から一元化法施行日の前日までの間におけるこの省令による改正後の国民年金法施行規則第九十五条第四項の規定の適用については、同項中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合」とあるのは、「市町村職員共済組合」とする。　七